# 北信保健衛生施設組合
# 地球温暖化防止実行計画

2023年度（令和５年度）～　2027年度（令和９年度）

2023年度（令和５年）４月

北信保健衛生施設組合

# 目　　　次

第１章　計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・　３
　１　　気候変動の影響
　２　　地球温暖化対策を巡る国内の動向

第２章　基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
　１　　計画の目的
　２　　計画の期間
　３　　当組合の事務事業・特性
　４　　計画の対象とする事務・事業の範囲

第３章　温室効果ガスの排出状況・・・・・・・・・・　９
　１　　対象となる温室効果ガス
　２　　温室効果ガス排出要因・消費量
　３　　温室効果ガス排出量
　４　　温室効果ガスの削減目標

第４章　目標達成に向けた取組・・・・・・・・・・・　１４
　１　　取組の基本方針
　２　　具体的な取り組み内容

第５章　進捗管理体制と進捗状況の公表・・・・・・　１７
　１　　推進体制
　２　　全職員への周知・意識の向上
　３　　評価・公表

# 第1章　計画策定の背景

## 1　気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さからみて、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。

既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年（令和３年）８月には、IPCC第６次評価報告書第１作業部会報告書政策決定者向け要約が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

## 2　地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年（令和２年）10月、国は2050年（令和32年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

翌2021年（令和３年）４月、地球温暖化対策推進本部において、2030年（令和12年）の温室効果ガスの削減目標を2013年（平成25年）比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

### （１）地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

2021年（令和３年）６月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律では、2050年（令和32年）までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素促進事業に関する規程が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

（２）国・地方脱炭素実現会議

2021 年（令和３年）６月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置づけられています。

（３）改訂された地球温暖化対策計画

2021 年（令和３年）10 月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5 年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050 年（令和 32 年）カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030 年（令和 12 年度）において、温室効果ガスを 2013 年度（平成 25 年度）から 46%削減することを目指し、さらに 50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030 年度（令和 12 年度）目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

（４）実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定

2021 年（令和３年）10 月には政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減のための実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を 2030 年（令和 12 年度）までに 50%削減（2013 年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物の ZEB 化、電動車の導入、LED 照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。また、地球温暖化対策計画において、事務事業編に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むこととされています。

なお、地球温暖化対策計画では都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を 2025 年度（令和７年度）までに 95%、2030 年度（令和 32 年度）までに 100%とすることを目指すとしています。

また、「2050 年（令和 32 年）までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019 年（令和元年）９月時点ではわずか４地方公共団体でしたが、2022 年（令和４年）２月末時点においては 598 地方公共団体と加速度的に増加しています。なお、表明地方公共団体の人口を、都道府県と市町村の重複を除外して合計すると、１億 1500 万人を超える計算になります。

# 第２章　基本的事項

## １　計画の目的

当組合における計画の策定

地球温暖化を防止することが喫緊の課題として広く全ての人類に求められている状況の中で、北信保健衛生施設組合においても、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）に基づき、当組合のあらゆる活動の中から排出される温室効果ガスを継続的に削減するための具体的な方策を明確にし、組織・職員が一丸となり取り組みを進める指針として2008年（平成20年）３月に「北信保健衛生施設組合地球温暖化防止実行計画」を策定、計画期間を５か年間（2008年度（平成20年度）～2012年度（平成24年度））としました。

当初計画期間後に策定した、前計画（2018年度（平成30年度）～2022年度（令和４年度））の計画期間が満了を迎えることから、法第４条に定められた地方公共団体の責務に従い、温室効果ガスの排出量の削減方策等に関する事項について、法第21条第１項の規定に基づき、新たな実行計画を策定するものです。

地球温暖化対策の推進に関する法律

令和三年六月二日公布（令和三年法律第五十四号）改正

（目的）

第１条　この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的行為を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、すべての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることに鑑み、地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

（地方公共団体の責務）

第４条　地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を推進するものとする。

２　地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の削減等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体実行計画等）

第21条　都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

２　地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)　計画期間

(2)　地方公共団体実行計画の目標

(3)　実施しようとする措置の内容

(4)　その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

（以下略）

## 2　計画の期間

本計画の期間は、2023 年度（令和 5 年度）から 2027 年度（令和 9 年度）までの 5 カ年間とします。

## 3　当組合の事務事業・特性

当組合は、中野市、山ノ内町、信濃町、飯綱町、小布施町の 5 市町により組織される一部事務組合である。

当組合が行っている主な事業は、じん芥処理事業、斎場事業で、事業ごとの市町の加入状況は下表のとおりである。

当組合が運営している各施設は、いずれも地域住民の生活環境維持のためになくてはならない施設であり、また、関係法令を遵守し、更に地域住民との間に取り交わされた公害防止協定を遵守する観点からも、公害発生を極力抑制して運営することが求められており、このためには、化石燃料や電力の使用が必要不可欠の状況となっている。

じん芥処理事業

| | 施設名 | 加入市町 |
|---|---|---|
| 可燃物処理事業 | 東山クリーンセンター | 中野市、山ノ内町、小布施町 |
| 不燃物処理事業 | 業務委託 | 中野市、山ノ内町、飯綱町、小布施町 |
| 最終処分事業 | 最終処分場 | 中野市、山ノ内町、飯綱町、小布施町 |

斎場事業

| 施設名 | 加入市町 |
|---|---|
| 北信斎場たびだちの森 | 中野市、山ノ内町、信濃町、飯綱町 |

## 4　計画の対象とする事務・事業の範囲

本計画の対象とする事務・事業の範囲は、当組合が行う全ての事務・事業とします。

なお、当組合が外部への委託等により実施するものについては対象外としますが、温室効果ガスの排出抑制が可能なものについては受託者に対して、必要な措置を講ずるよう要請します。

さらに、組織する市町に対しても、法及び本計画の趣旨を踏まえて、環境に配慮した取り組みが行われるよう必要な働きかけを行うこととする。

## 第３章　温室効果ガスの排出状況

1　対象となる温室効果ガス

本計画で、削減対象とする温室効果ガスは地球温暖化対策の推進に関する法律で定められた７種類のガスのうち、当組合が事業活動で排出している次の４種類のガスとする。

①二酸化炭素（$CO_2$）

②メタン（$CH_4$）

③一酸化二窒素（$N_2O$）

④ハイドロフルオロカーボン（HFC）

2　温室効果ガス排出要因、消費量（2022年度（令和４年度））

施設別の温室効果ガス排出要因は次のとおりであります。

①　事務局　（公用車１台の燃料使用・走行・エアコン使用）

| 項　目 | 詳　細 | 二酸化炭素 (kg - co2) | メタン (kg - CH4/km) | 一酸化二窒素 (kg - N2O/km) | HFC |
|---|---|---|---|---|---|
| 公用車の使用 (エブリィ ガソリン) | 軽貨物車 3,845km | 626 | 1 | 25 | 14 |

②　東山クリーンセンター（可燃ごみの焼却、灯油、電気の使用、公用車２台の燃料使用・走行・エアコン使用）

| 項　目 | 詳　細 | 二酸化炭素 (kg - co2) | メタン (kg - CH4/km) | 一酸化二窒素 (kg - N2O/km) | HFC |
|---|---|---|---|---|---|
| 灯油の使用 | 40,282 ℓ | 100,302 | — | — | — |
| 電気の使用 | 631,363 kwh | 272,117 | — | — | — |
| 公用車の使用 | 小型貨物車 5,797km (シャトル　ガソリン) | 1,250 | 2 | 45 | 29 |
| | 普通貨物車　229km (キャンター　軽油) | 356 | 2 | 1 | |
| 可燃ごみの焼却 | 17,436.74 t | − | 414 | 294,622 | — |
| プラごみの焼却 | 3,019t | 8,123,927 | — | — | — |

③ 最終処分場　（灯油、電気、公用車の燃料使用・走行・エアコン使用、廃棄物の埋立）

| 項　目 | 詳　細 | 二酸化炭素 (kg - co2) | メタン (kg - CH4/km) | 一酸化二窒素 (kg - N2O/km) | HFC |
|---|---|---|---|---|---|
| 灯油の使用 | 1,996 ℓ | 4,970 | — | — | — |
| 軽油の使用 | 1,660 ℓ | 4,283 | — | — | — |
| 電気の使用 | 138,218 kwh | 42,571 | — | — | — |
| 公用車の使用（キャリー ガソリン） | 3,287 km | 554 | 1 | 22 | 14 |
| 廃棄物の埋立 | 282 t | — | — | — | — |

④ 北信斎場たびだちの森　（灯油、電気の使用）

| 項　目 | 詳　細 | 二酸化炭素 (kg - co2) | |
|---|---|---|---|
| 灯油の使用 | 52,000 ℓ | 129,480 | |
| 電気の使用 | 302,155 kwh | 133,533 | |

3　温室効果ガス排出量

2に記載した数値から積算した推計温室効果ガス排出量は次のとおりである。

| 二酸化炭素 | メタン | 一酸化二窒素 | HFC | 合 計 |
|---|---|---|---|---|
| 8,813,343 | 420 | 294,715 | 57 | 9,108,535 |

| 項　目 | 事務局 | 北信斎場<br>たびだちの森 | 東山<br>クリーンセンター | 最終処分場 | 合　計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 灯油　kg - co2 | — | 129,480 | 100,302 | 4,970 | 234,752 |
| 電気　kg - co2 | — | 133,533 | 272,117 | 42,571 | 448,221 |
| ガソリン kg - co2 | 626 | — | 1,250 | 554 | 2,430 |
| 軽油　kg - co2 | — | — | 356 | 4,283 | 4,639 |
| 焼却　kg - co2 | — | — | 8,123,927 | — | 8,123,927 |
| CO2 合計 | 626 | 263,013 | 8,497,952 | 52,378 | 8,813,969 |
| 前回基準年度計 | 1,491 | 150,670 | 11,654,409 | 89,085 | 11,895,655 |
| 前回比 | 41.9% | 174.0% | 72.9% | 58.7% | 74.0% |
| 削減率 | 58.1% | −74.0% | 27.0% | 41.2% | 25.9% |

## 4　温室効果ガスの削減目標

### (1) 目標設定の基本的な考え方

① 国

2021年（令和3年）10月に国では、その事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われ、温室効果ガス排出削減目標を2030年（令和12年度）までに50%削減（2013年度比）に見直しがされました。

② 県

長野県では2021年（令和3年）6月に策定された「長野県ゼロカーボン戦略」において2030年度（令和12年度）に（2010年度基準）二酸化炭素を含む温室効果ガス正味排出量を6割減、2050年度（令和32年度）にゼロをめざすとされています。

③ 北信保健衛生施設組合

当組合においては、温室効果ガス排出削減目標を2030年度（令和12年度）までに50%削減（2008年度比）を目標に取り組むこととします。

### (2) 二酸化炭素排出量の削減目標

2021年度（令和3年度）時点では、65.6%の削減となっています。

本計画（2023年度（令和5年度）～2027年度（令和9年度）では、2008年度比57.0%の削減目標とします。

| 年度 | 排出量　(kg - co2) | 2015（平成27）年度比(%) |
|---|---:|---:|
| 2008（平成20）実績 | 13,236,432 | 100.0 |
| 2021（令和3）実績 | 8,692,097 | 65.6 |
| 2027（令和9）本計画での目標 | 7,539,942 | 57.0 |
| 2030（令和12）目標 | 6,618,216 | 50.0 |

※2027 年度目標の算出

① 2021 年度（令和 3 年度）から 2030 年度（令和 12 年度）までに削減すべき目標排出量（kg-CO2）

8,692,097 － 6,618,216 ＝ 2,073,881
（2021 年度） （2030 年度） （ア）

② 2021 年度（令和 3 年度）から 2030 年度（令和 12 年度）までの 9 年間において単年度に削減すべき排出量（kg-CO2）

2,073,881 ÷ 9 ＝ 230,431
（ア） （年間） （イ）

③ 本計画における 2023 年度（令和 5 年度）から 2027 年度（令和 9 年度）までの 5 年間に削減すべき排出量（kg-CO2）

230,431 × 5 ＝ 1,152,155
（イ） （年間） （ウ）

④ 2027 年度（令和 9 年度）の目標排出量（kg-CO2）

8,692,097 ― 1,152,155 ＝ 7,539,942
（2021 年度） （ウ） （本計画での目標）

# 第４章　目標達成に向けた取組

## １　取組の基本方針

当組合が運営している各施設はいずれも地域住民の生活環境維持のためになくてはならないものであり、また、公害の発生は極力抑制しなければならず、その目的を達成するために、化石燃料や電力の使用は欠かせないものである。

このことを前提として、法の趣旨を踏まえて、施設ごとに地球温暖化防止のための取り組み目標を次のとおりとし、推進することとする。

また、新たにLED化、DX化等に取り組みます。

## ２　具体的な取り組み内容

①環境に配慮した物品を購入する。

○用紙類の購入または印刷物の作成時には可能な限り古紙配合率が高く、白色度の低い製品を購入・使用する。

○廃木材、間伐材、廃プラスチックを再生するなどした環境保全型商品（エコ商品）の購入に努める。

○使い捨て製品を避け、詰め替えや交換の可能な製品を購入する。

○リサイクルできる製品、または廃棄に際して環境にやさしい製品を購入する。

○OA機器等の導入や更新時には、省エネルギータイプの機器を導入します。

②省エネ活動の励行

○不要な照明器具は消灯し、デマンド制御の導入を勧め、可能な限り節電に努めます。

○不必要な電気器具・パソコン等の電源OFFを励行します。

○ミスコピーの防止に心がけ、資料等は適正量で印刷すると共に、裏面使用・両面コピーを励行します。

○水道水の節水利用に努め、流したままや二度流しをしません。

○冷暖房の温度設定、運転時間については適正時間に努めます。

○夏季にはクールビズ、冬季にはウォームビズに努めます。

○近距離移動は徒歩（又は自転車）で移動します。

○カーテンやブラインドなどを効果的に使用します。

○ペーパーレスに取り組みます。

③公用車運転時の留意事項

○経済運転の徹底をします。（暖機運転の抑制、アイドリングストップ、不要物の不積載、車両の適正な整備、急発進・急加速の抑制、相乗り、カーエアコンの適正使用）

〇計画的な運行に努めます。

3　東山クリーンセンター

◎　当施設は可燃ごみの焼却処理を行っており、大量の化石燃料・電気の使用が必要となっている。更に、化石燃料・電気の使用と共に、ごみの焼却に伴う二酸化炭素、メタンや一酸化二窒素の排出が余儀なくされている。

このことから、住民や事業所から排出される可燃ごみの量をいかに少なくするかが温室効果ガス削減のための大きな課題と考える。このことを踏まえて次のとおり目標を定める。

〇　ごみの分別の徹底を呼びかけ、住民一人ひとりが関心を持ち分別の徹底ができるようにする。

〇　プラスチック容器包装リサイクルの分別収集の徹底を図る。

〇　雑紙類の分別収集の徹底を図り、リサイクルを図る。

〇　ごみの有料化の（市町の）範囲の拡大を図る。

〇　厨芥類は家庭内でコンポスト等による肥料化を図り、可燃ごみとしての搬入を可能の限り抑制する。

〇　やむを得ず厨芥類を可燃ごみとして排出する場合には、可能な限り水分を取り除いて排出するよう徹底する。

〇　随時、施設の保守点検を行い、プラント運転時のロスを削減する。

〇　数値目標

| | | |
|---|---|---|
| 二酸化炭素排出量 | 8 | %削減 |
| メタン | 8 | %削減 |
| 一酸化二窒素 | 8 | %削減 |

（令和３年度排出量に対する本計画最終年度(令和９年度)目標数値）

3　最終処分場

◎　当施設は、管内から排出される再資源化が不可能な埋立ごみと東山クリーンセンターから排出される焼却灰の埋立を行っている。

この点を踏まえて、次のとおり目標を定める。

なお、当施設は環境維持のためのプラント運転が主目的であり、埋立物の増加に伴い処理工程の削減・圧縮は不可能であるため、数値目標は定めないこととする。

〇　各家庭や事業所から排出される埋立ごみについて、再利用可能なものについては安易に埋立ごみとして排出することなくリサイクルや再利用できるよう制度の拡充や地域住民・事業者への啓発を図る。

〇　プラントの運転について、適切な運転を心がける。

〇　随時、施設の保守点検を行い、プラント運転時のロスを削減する。

5　北信斎場 たびだちの森

◎　施設の主目的である斎場業務については、すべて灯油により処理をしてい

る状況にかんがみ、火葬件数に比例して灯油の使用量も増減する特殊性があり、数値目標を定めることは不適切である。この点を踏まえて次の項目を目標とする。

○　火葬に際して過度の灯油の使用を避け、適正運転に努める。

○　遺族（葬祭事業者）に対し、棺に納める副葬品は最低限度とするよう徹底を図る。

○　随時、施設の保守点検を行い、運転時のロスを削減する。

○　あらゆる側面から環境に負荷をかけない観点で運転するよう配慮する。

6　新規取組について

◎　長期工事・備品計画における省エネルギータイプの機器の導入

○　DXの推進（FAXから電子メールへの移行推進）

○　照明器具のLED化（電力消費量の削減を行います。）

○　エアコンの更新（電力消費量の削減を行います。）

○　高効率機器（電動機・インバータ）更新（電力消費量の削減を行います。）

7　ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

○　ワークライフバランスの確保

計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減を図ります。

事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化を図ります。

○　職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

地球温暖化対策に関する研修を計画的に推進します。

○　職員に対する脱炭素ライフスタイルの奨励

職員に、太陽光発電や電動車の導入など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促します。

# 第５章　進捗管理体制と進捗状況の公表

1　推進体制

当組合内に、「温室効果ガス削減推進委員会」を組織します。
委員会は、次の系統によって組織し、本計画の推進を図ります。
地球温暖化対策推進責任者については、各副委員長とします。

| | | |
|---|---|---|
| 委員長 | 事務局長（全体の掌握・指導） | |
| 副委員長 | 事務局次長<br>（委員長代理、事務局・斎場施設の掌握・指導） | |
| 〃 | 東山クリーンセンター工場長 兼 最終処分場所長<br>（ごみ処理施設の掌握・指導） | |
| 委　員 | 事務局次長補佐<br>（事務局、斎場担当） | |
| 〃 | 東山クリーンセンター工場長補佐<br>（クリーンセンター、大俣最終処分場担当） | |
| 〃 | 東山 CC 運転係長 | クリーンセンター担当 |
| 〃 | 最終処分場管理係長 | 最終処分場担当 |

2　全職員への周知・意識の向上

○　各副委員長・委員は、各職場単位に、全職員に対し本計画の周知徹底を図ると共に、実践活動を指導します。（随時）

3　評価・公表

当組合は、温室効果ガス削推進策委員会をとおして温室効果ガスの排出状況を取りまとめるとともに、各施設の取組状況を評価し、その結果を公表するものとします。